



平成 27 年 7 月 24 日

各 位

会 社 名 ワ タ ベ ウ ェ デ ィ ン グ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 花 房 伸 晃
(コード番号：4696 東証 第一部)
問 合 せ 先 グ ル ー プ 管 理 本 部 長 平 木 親 臣
(TEL 075-778-4111)

第三者割当による新株式発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 24 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社千趣会（証券コード：8165、東証第一部、以下「千趣会」といいます。）に対し、第三者割当の方法により新株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）について決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本日公表いたしました「株式会社千趣会（証券コード：8165）による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明並びに株式会社千趣会及びその完全子会社である株式会社ディアーズ・ブレインとの資本業務提携契約の締結のお知らせ」に記載のとおり、当社は、千趣会による当社普通株式を対象とする公開買付け（公開買付け期間：平成 27 年 7 月 27 日から平成 27 年 9 月 1 日、買付価格：700 円、買付予定数の上限：3,367,900 株。以下「本公開買付け」とい、本公開買付け及び本第三者割当増資を総称して「本取引」といいます。）に賛同の意見を表明しております。また割当先である千趣会は、本公開買付けによる取得分及び本第三者割当増資による取得分を合わせて、本第三者割当増資後の千趣会の当社に対する希薄化後の議決権割合（千趣会が所有することになる当社普通株式にかかる議決権数を分子とし、当社の第 51 期有価証券報告書に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権数（99,054 個）に本第三者割当増資により千趣会が取得する議決権数を加算した数を分母として算出される割合（小数点以下第三位四捨五入）をいいます。以下、「希薄化後の議決権割合」といいます。）を 34.00%とするために必要な数の株式（100 株未満切り上げ）についてのみ払込みがなされることになっております。そのため、本公開買付け成立後に千趣会が所有する株式の議決権割合が 34.00%となった場合は、本第三者割当増資で割り当てられた株式の全部について払込みがないことを合意しております。

1. 募集の概要

| | |
|-------------------------|--|
| (1) 払 込 期 日 | 平成年 27 年 9 月 7 日 (月) から平成 27 年 10 月 28 日 (水) (注 1) |
| (2) 発行新株式数 | 普通株式 5,102,800 株 (注 2) |
| (3) 発行 価 額 | 1 株につき 700 円 |
| (4) 調達資金の額 | 3,571,960,000 円 |
| (5) 募集又は割当方法 (割当予定先) | 第三者割当の方法によります。 (千趣会 5,102,800 株) |
| (6) そ の 他 | 本第三者割当増資については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、本第三者割当増資は、本公開買付けの成立及び当社と千趣会及びその完全子会社である株式会社ディアーズ・ブレイン (以下「ディアーズ・ブレイン」といいます。千趣会及びディアーズ・ブレインと併せて「千趣会グループ」といいます。) との間の平成 27 年 7 月 24 日付資本業務提携契約書 (以下「本資本業務提携契約書」といい、本資本業務提携契約書に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」、本資本業務提携契約書に基づく業務提携を「本業務提携」といいます。) に定める前提条件が満たされることを条件とします。本資本業務提携契約の内容については、後記「2. 募集の目的及び理由」「(2) 本資本業務提携契約書の概要」をご参照ください。 |

(注 1) 本第三者割当増資に関しては、平成 27 年 9 月 7 日から同年 10 月 28 日までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。払込期間を平成 27 年 9 月 7 日から同年 10 月 28 日までとした理由は、本第三者割当増資における払込日を本公開買付けにおける決済開始日と同日とすることを予定しているところ、本公開買付けの買付期間が延長され、払込日も延期される可能性があるためです。

(注 2) 割当先である千趣会からは、本公開買付けによる取得分及び本第三者割当増資による取得分を合わせて、本第三者割当増資後の千趣会の当社に対する希薄化後の議決権割合を 34.00%とするために必要な数の株式 (100 株未満切り上げ) についてのみ払込みがなされることになっております。そのため、本公開買付けの結果に応じて、割り当てられた株式の全部又は一部について払込みのない可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

(1) 千趣会及びその完全子会社であるディアーズ・ブレインと当社との本資本業務提携の目的

当社の沿革としては、昭和 28 年の創業以来、「真心の奉仕と知恵ある提案を通じて、すてきな生活文化を創造し、心豊かな社会の実現に貢献すること」という経営基本理念に資する商品やサービスを、ハワイを始めとするリゾート地で結婚式を提供するリゾート挙式事業、ホテル・国内挙式事業、製造事業を根幹として活動を行ってまいりました。

当社は創業時の貸衣裳専門時代より、過去 3 回に亘る企業成長の転機を迎え、第一は、現

在の根幹事業である「リゾート挙式事業」への進出であり、昭和48年9月、ハワイにホノルル店をオープンし、以後、海外渡航ブームの後押しを受けて順調に業容を拡大し、現在に至るまで累計60万組のリゾート挙式の実績を持つリゾート挙式事業者としての地位を築き、第二は、平成5年2月に中国・上海にウェディングドレス製造工場を設立（平成17年12月にベトナム工場を設立し移管）、平成15年4月には上海にアルバム製造工場を設立し「製造事業」に進出、挙式における重要コンテンツであるウェディングドレス・写真アルバムを内製化いたしました。第三は、平成16年5月に日本初の総合結婚式場、株式会社目黒雅叙園（以下「目黒雅叙園」といいます。）を子会社化したのを皮切りに「国内挙式事業」に本格進出、平成20年8月にはメルパーク株式会社（以下「メルパーク」といいます。）を事業継承のため新規設立し、財団法人ゆうちょ財団からメルパーク11施設の営業権を承継し、全国に展開する地域に密着したコミュニティホテルを目指して本格的に「ホテル事業」に進出、さらに平成26年5月には、「ハウスウェディング事業」に特化した株式会社クレッシェンドプロデュース（以下「クレッシェンドプロデュース」といいます。）を設立するなど、時宜にあった経営資源を加えることで、業容を拡大してまいりました。

しかし、当社を取り巻くブライダル市場環境の予測としては、日本国内における少子高齢化の進行や、お客様の結婚式に対する価値観の多様化などにより、市場の縮小が予想される一方で、海外市場においては、アジアを中心とした若年層の増加と富裕層の拡大などにより、婚礼市場の拡充が見込まれております。

このような環境の中で、日本国内においては、多様化するお客様ニーズに対応できるよう、単一ではなく、総合的にウェディングスタイルを提供できる業態への変容が必要であり、垣根を越えた連携が求められております。また、海外展開においては、日本のブライダル各社が持つコンテンツ、サービス力は高く評価されており、今後、外国人が日本国内で挙式を行うインバウンド挙式、海外現地拠点で現地顧客を対象とした結婚式を提供するローカルウェディングとともに、各社のノウハウを結集し展開する必要があります。

現在、当社は、創業61年の歴史を持つ業界のパイオニア企業として、ハワイ・グアムなどを始めとして海外32拠点・国内81拠点（平成27年6月現在）を展開しております。さらに、海外ではウェディングドレス、タキシード、及び写真アルバムの製造機能を持つなど、国内外拠点の展開力とメーカーとしての製造力を強みとしております。また、当社は、日本国内では、目黒雅叙園、メルパークが展開する専門式場、ホテル事業、並びにクレッシェンドプロデュースがハウスウェディング事業を展開しております。

しかし、少子高齢化の進展による婚姻届出組数の減少、結婚式を挙げないナシ婚層拡大による挙式実施者の減少、他社の進出による競争激化により、近年は減収局面が続いており、直近の2期は連続して経常赤字を計上しております。

かかる状況下、当社グループ（当社及びその子会社（21社）・関連会社（1社）を「当社グループ」といいます。）では、赤字脱却のための事業戦略を策定し、リゾート挙式事業においては業務提携により業界内の先導力の向上を目指し、ホテル・国内挙式事業（目黒雅叙

園及びメルパークが展開する専門式場事業・ホテル事業、クレッシェンドプロデュースが展開するハウスウェディング事業)においては、収益構造の改善と、顧客の視点から発想し、ブランドに対する共感や信頼など顧客にとっての価値を高めていくブランディング戦略を、製造事業においては相手先ブランド製造である OEM 事業を軸とする自立化を成長戦略に掲げ、将来的に大きく飛躍できる企業グループを目指し、取り組みを開始いたしました。

一方で、多様化するお客様ニーズへの対応や、事業の安定性の観点から、コア事業であるリゾート挙式事業のみならず、課題である専門式場、ホテル及びハウスウェディング事業においてもイニシアティブを取る必要があると認識しており、その中で、リゾート挙式事業以外の業態を持つ企業と連携し、当社の強みである国内外ネットワーク・集客・製造機能を共通利用することを目的とした「プラットフォーム」の構築により、これを武器に、「ブライダル業界及びブライダルコンテンツにおいて複数の業態と、生活総合領域に関わる派生領域において複数の業態を有するコングロマリット化」(以下「コングロマリット化」といいます。)を実現することで、規模の拡大と収益向上を目指すことができると考え、業務提携先を検討してまいりました。

当社グループと千趣会グループは、ディアーズ・ブレインのアルバム製造を当社が受託した平成 25 年頃から様々な形で対話を繰り返してまいりました。当社とディアーズ・ブレインの間で、写真アルバムなどコンテンツ分野における事業を共同で展開してきたことに加え、目黒雅叙園において事業連携するなど、今後のウェディング事業の更なる拡大を模索してまいりました。こうした流れの中で、リゾート挙式事業を主軸とする当社と、ハウスウェディング事業を主軸とするディアーズ・ブレインが、相互に補完性の高い双方の経営資源を有効活用することにより、ハウスウェディングやリゾート挙式などの幅広い挙式スタイルの提案を通じて、新しいサービスをお客様に提案することができるとの結論に平成 27 年 5 月に達した次第です。さらに、当社グループと千趣会の間でも、千趣会が強みとする商品企画・開発力を活かしたウェディング関連商品の商品開発や、新郎新婦の新生活向けに必要なサービス開発、そして千趣会の顧客基盤を活かした当社グループの営業支援を通じた業務をより一層推進していけるように、資本面でも関係を結ぶことが必要であるという観点でも一致しました。このため、平成 27 年 6 月上旬、千趣会から当社に対し、千趣会が当社を持分法適用関連会社とすることを目的とした本公開買付けの実施を含む資本業務提携の内容について提案がなされました。その後、当社は、千趣会及びディアーズ・ブレインとの間で、資本業務提携の内容やスキーム等について慎重に協議・検討を行ってまいりました。

これら検討の結果、千趣会による本公開買付け及び本第三者割当増資により当社株式の総議決権の 34.00%を取得することにより、双方の経営資源をより円滑に相互活用し、千趣会の通信販売事業と、当社及びディアーズ・ブレインのウェディング事業領域における事業価値の向上及び千趣会グループとしての市場における影響力の強化に資するとの判断に至ったことから、平成 27 年 7 月 24 日、当社と千趣会グループとの間において、本資本業務提携契約を締結し、当社が千趣会の持分法適用関連会社となることを決定いたしました。

なお、本取引により千趣会が取得する当社株式に係る議決権の、希薄化後の議決権割合については、本資本業務提携契約の実効性を高めるため、千趣会が単独で株主総会の特別決議事項につき拒否権を発動できること、及び議決権割合に応じた員数の役員派遣により、当社の経営への関与を強化することを目的として、34.00%に設定することで千趣会と合意いたしました。

本資本業務提携契約の締結により、ブライダル業界において複数の業態を持つ業務提携の実現となること、両社グループを合算した年間挙式取扱組数は約2万5千組（平成26年度、当社グループ 約2万1千組及び千趣会グループ 約4千組。）の規模となりスケールメリットを活かせること、及び千趣会と平成27年4月に資本業務提携契約を締結した百貨店事業を展開するJ. フロント リテイリング株式会社（以下「JFR」といいます。）との連携により生活に必要な「モノ」を提供する小売事業と保険や育児を始めとした「サービス」を提供する生活サービス事業を融合させた「生活総合領域」という分野への発展が可能であると考えております。

なお、千趣会は、当社の総議決権の34.00%を取得して当社を持分法適用関連会社とすることを目的に、本公開買付けを行い、当社は本公開買付けに賛同意見を表明するとともに、本公開買付けにより34.00%に相当する株式が取得されなかった場合には、本資本業務提携契約の条件となっている千趣会が単独で株主総会の特別決議事項につき拒否権を発動できる34.00%の当社株式の取得及び議決権割合に応じた員数の役員派遣を確実に実現できる措置として、千趣会を割当先とする本第三者割当増資を実施することとなりました。また、本第三者割当増資が実施された場合には、その資金は、「ブライダル領域でのアライアンス構築」「集客・製造のプラットフォーム構築」「生活総合領域との連携」「海外展開本格化に向けた体制構築」「コングロマリット化」といった本業務提携の目的達成のための設備資金に充当されることから、規模の拡大と収益向上を目指すことができると判断しております。

（2）本資本業務提携契約の概要

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりであります。

（ア）目的

本資本業務提携を通じて当社グループと千趣会グループが互いに協力して継続的に発展していくため、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値創造・拡大を目指す。具体的には、『ブライダル領域でのアライアンスの実現』『集客・製造機能のプラットフォームの構築』『生活総合領域との連携』『海外展開本格化に向けた体制構築』を実行し、最終的に『コングロマリット化』を実現することを目的として、本取引を実施する。

(イ) 業務提携の内容

当社と千趣会グループは、下記の内容の業務提携を行うものとし、その詳細は下記（ウ）に記載の業務提携推進委員会による検討結果を踏まえ、適宜、当事者で協議の上決定する。

- ① 運営ノウハウ等のアライアンス構築のための相互協力
- ② ウェディング関連の商品、サービスの拡充、共同開発に向けた相互協力
- ③ 集客、製造機能のプラットフォーム構築のための相互協力
- ④ 生活総合領域の顧客開拓のための相互協力
- ⑤ 新郎新婦向けの新生活ニーズに応える生活総合領域のマーケティング、販促及び商品・サービスの開発における相互協力
- ⑥ 海外展開の本格化を見据えた相互協力
- ⑦ 上記を推進するため、業務提携推進委員会を設置

(ウ) 経営の推進体制

本資本業務提携契約の締結日である本日、当社の代表取締役である花房伸晃氏及びディアーズ・ブレインの代表取締役である小岸弘和氏をトップとし、当社及び千趣会グループにおける本業務提携を推進するための準備組織である業務提携推進準備委員会（仮称、のちに千趣会グループが本取引により、当社株式における総議決権の 34.00%を取得できた際に業務提携推進委員会に変更予定）を設置する。なお、同準備委員会は、上記の各事項を推進及び達成するための具体的な施策の立案、施策の優先順位の決定、組織体制の構築等を行う。

千趣会グループは、当社の取締役のうち、各事業年度末日における当社の取締役の員数に議決権比率（千趣会及びディアーズ・ブレインが保有する当社の普通株式に係る議決権を、当社の発行済株式に係る議決権で除して得られる比率。但し、小数点第三位以下切り上げ）を乗じて得られる数（小数点以下切り上げ）に相当する人数が千趣会グループの指名した者となるよう候補者を派遣することができものとし、候補者の選定について当社と千趣会グループは協議の上、千趣会グループが当該候補者を決定する。なお、当社は千趣会グループが指名する者を当社の取締役候補者とする取締役選任議案を、その指名後に開催される株主総会に付議するものとする。

また、千趣会グループが指名した候補者が就任するまでの間、業務の執行を協力して行うため、千趣会グループは、千趣会グループの指名する者を当社の執行役員として派遣することができるものとし、当社は、千趣会グループの指名する者を、その指名後速やかに執行役員として受け入れるものとする。

(エ) 千趣会によるディアーズ・ブレインに対する当社株式の譲渡

千趣会が当社株式における総議決権の 34.00%を取得することを条件として、ディアーズ・ブレイン（本日において所有する当社の株券等の数：0株）に対し当社株式 792,400株（但し、本公開買付けの結果、本第三者割当増資によって千趣会が引受ける株式数がゼロと

ならなかった場合には、ディアーズ・ブレインが千趣会から取得する当社株式に係る議決権の数が、希薄化後の議決権割合の8.00%とするために必要な株式数として千趣会及びディアーズ・ブレインが合意する数（但し、100株未満を切り上げた数）を、本第三者割当増資に基づき払込みがなされた日の翌営業日（本公開買付けの結果、本第三者割当増資に基づき千趣会が取得する株式数がゼロとなった場合には、本公開買付けの決済の開始日）に譲渡する。その場合の譲渡価格は、本公開買付け価格にディアーズ・ブレインへ譲渡する当社株式数を乗じた額に、本取引に要した合理的費用を加えた金額とする。なお、当該譲渡後においても千趣会が所有する当社株式に係る議決権の数は、希薄化後の議決権割合の26.00%であることから、千趣会は当社の筆頭株主となります。

（オ）本公開買付けに関する事項

- ① 当社は、千趣会による本公開買付けに係る買付期間の満了までの間、当社の取締役及び監査役全員（但し、当社代表取締役会長の渡部秀敏氏を除く。）の出席のもと出席取締役の全会一致により行われた本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わない。
- ② (a)当社が本公開買付けに対する賛同意見表明を維持・継続すること又は(b)対抗公開買付けへ反対意見表明を行うことが、当社の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが相当程度あると当社が合理的に判断する場合には、当社は上記①の義務を免れる。

（カ）本第三者割当増資の実施

- ① 当社は、千趣会を引受人とする本第三者割当増資を行うものとし、千趣会は当社が発行する募集株式の総数を引き受けるものとする。但し、(i)当社が本公開買付けに対する賛同意見表明を維持・継続すること又は(ii)対抗公開買付けへ反対意見表明を行うことが、当社の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが相当程度あると当社が合理的に判断する場合には、当社と千趣会及びディアーズ・ブレインは、本第三者割当増資に係る取締役会決議を維持し、本第三者割当増資を実行するかどうかについて事前に誠実に協議を行うものとする。
- ② 千趣会は、千趣会が引き受けた当社株式のうち、千趣会が本公開買付けにより取得する当社株式と本第三者割当増資により千趣会が取得する当社株式の合計数に係る議決権の数が、希薄化後の議決権割合を34.00%とするために必要な数の株式（但し、100株未満を切り上げた数）についてのみ払込みを行うものとする。但し、本第三者割当増資に係る払込期間（において、(i)本第三者割当増資に関して当社が提出した有価証券届出書の効力が有効に発生していること、(ii)本公開買付けに係る決済が開始されていること、(iii)当社の表明及び保証が真実かつ正確であること、(iv)本資本業務提携契約に基づき、上記払込期間の初日の前日までに当社が履行し又は遵守すべき義務が、重要な点において全て履行され、又は遵守されていること等の、本資本業務提

携契約に定められた条件が全て満たされていることを前提条件とする。なお、当該前提条件が満たされない場合であっても、千趣会がその裁量により本第三者割当増資に係る払込みを行うことは妨げられない。

(キ) 終了事由

本資本業務提携契約は、当社及び千趣会並びにディアーズ・ブレインが書面により合意した場合のほか、(i) 本公開買付け及び本第三者割当増資により、千趣会が当社株式を取得できなかった場合、(ii) 平成 27 年 9 月 7 日までに本公開買付けが開始されなかった場合、(iii) 本公開買付けが開始されたにもかかわらず、本公開買付けが撤回され、又は不成立となった場合及び (iv) 本第三者割当増資の完了（本公開買付け成立後の千趣会の議決権割合が 34.00%となった場合には、本公開買付けの成立）後、千趣会及びディアーズ・ブレインが当社の普通株式の全てを保有しなくなった場合に終了する。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

| | |
|-------------|-----------------|
| ① 払込金額の総額 | 3,571,960,000 円 |
| ② 発行諸費用の概算額 | 27,000,000 円 |
| ③ 差引手取概算額 | 3,544,960,000 円 |

(注 1) 発行費用の概算額には、消費税等は含まれておりません

(注 2) 「1. 募集の概要 (注 2)」に記載したとおり、千趣会に割り当てられた株式の全部又は一部について払込みのない可能性があるため、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、変動する可能性があります。上記金額は、募集株式の全株式について申込みがあったものとして計算した、最大値であります。

(注 3) 発行諸費用の内訳は、リーガルアドバイザーフィー (3,000 千円)、登記費用 (12,500 千円)、株価算定費用 (6,000 千円)、第三者委員会組成費用 (2,500 千円)、その他費用 (3,000 千円) です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記の差引手取概算額につきましては、当社グループと千趣会グループが互いに協力して継続的に発展していくため、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値創造・拡大を目指すべく、リゾート挙式施設等の設備投資資金として約 1,800 百万円、国内施設への設備投資資金約 800 百万円並びに I T 投資資金約 900 百万円を、それぞれ充当する予定であります。具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

| 優先順位 (注) | 具体的な使途 (注2) | 金額 (百万円) | 支出予定時期 |
|----------|----------------------------|----------|------------------------------|
| ① | リゾート挙式施設新設 (4 拠点) | 1,350 | 平成 27 年 10 月～ 平成 30 年 3 月 |
| ① | リゾート挙式施設改修 (4 拠点) | 450 | 平成 27 年 10 月～ 平成 30 年 3 月 |
| ② | 国内挙式施設新設 (1 拠点) | 300 | 平成 27 年 10 月～ 平成 30 年 3 月 |
| ② | ホテル設備改修 (13 拠点) | 500 | 平成 27 年 10 月～ 平成 30 年 3 月 |
| ③ | 集客プラットフォーム開発等の I T 設備投資 | 500 | 平成 27 年 10 月～ 平成 30 年 3 月 |
| ③ | 基幹システム改修等の I T 設備 投資 | 400 | 平成 27 年 10 月～ 平成 30 年 3 月 |

(注) 優先順位は、物件管理先並びに取得先等との折衝等の関係上、前後することがあります。

なお、「1. 募集の概要 (注 2)」に記載したとおり、本公開買付けの結果に応じて、割り当てられた株式の全部又は一部について払込みのない可能性があり、そのときには手取概算額は減額されることとなりますが、その場合は取引金融機関等からの借入れ等を受けることで、上記項目を実施していく予定であり、この場合における支出予定時期に関しては、現時点では未定であるものの、資金調達の時期及び金額等を踏まえ、それぞれの効果等を確認しながら、平成 30 年 3 月までに実施する予定です。また、支出までの資金管理につきましては、銀行預金で運用する予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

前記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本第三者割当増資が実施された場合には、その資金は『ブライダル領域でのアライアンスの実現』『集客・製造機能のプラットフォームの構築』『生活総合領域との連携』『海外展開本格化に向けた体制構築』を実行し、『コングロマリット化』といった本業務提携の目的達成のための設備資金に充当されることから、規模の拡大と収益向上を目指すことができると判断しております。

したがって、前記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した資金使途には合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額につきましては、本公開買付けにおける買付価格と同額である金 700 円といたしました。

なお、当該価額は東京証券取引所における当社株式の取締役会決議日の前営業日である平成 27 年 7 月 23 日の終値 589 円に対し 18.85%のプレミアム、決議前 1 ヶ月（平成 27 年 6 月 24 日～7 月 23 日）終値平均である 504 円（円未満切捨て）に対しては 38.89%のプレミアム、決議前 3 ヶ月（平成 27 年 4 月 24 日～平成 27 年 7 月 23 日）終値平均である 494 円（円未満切捨て）に対しては 41.70%のプレミアム、決議前 6 ヶ月（平成 27 年 1 月 24 日～平成 27 年 7 月 23 日）終値平均である 502 円（円未満切捨て）に対しては 39.44%のプレミアムとなっております。

この発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に 0.9 を乗じた額以上の価額であることとされており、当該指針に準拠するものであるとともに、当社が本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、その公正性を担保すべく、当社、千趣会及びディアーズ・ブレインから独立した第三者算定機関である須田徹公認会計士・税理士事務所から取得した平成 27 年 7 月 23 日付株式価値算定の結果（市場株価法 494 円から 504 円、DCF 法：578 円から 725 円。）に鑑みても適正であり、本第三者割当増資は、特に有利な発行価額に該当しないものと判断しております。

なお、平成 27 年 7 月 24 日開催の取締役会に出席した全ての監査役（社外監査役 3 名）が、上記算定根拠による払込金額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

割当先である千趣会は、平成 27 年 7 月 24 日に、当社株式を対象とする本公開買付けを公表を予定しております。本公開買付けが成立した後、払込期日に、割当予定先である千趣会からは、本公開買付けによる取得分及び本第三者割当増資による取得分を合わせて、本第三者割当増資後の千趣会の希薄化後の議決権割合を 34.00%とするために必要な数の株式（100 株未満切り上げ）についてのみ払込みがなされることになっております。そして、本第三者割当増資により発行する新株式は、最大で 5,102,800 株であり、当社の発行済株式総数（9,909,400 株）の 51.49%（小数点以下第三位を四捨五入）、当社株式の総議決権個数（99,054 個）の 51.52%（小数点以下第三位を四捨五入）にあたります。

本第三者割当増資は、前記「2. 募集の目的及び理由」に記載したとおり、千趣会グループと当社グループが本資本業務提携契約を締結することで、両社の企業価値の創造・拡大が

可能となり、ひいては当社の企業価値の最大化を図ることができると判断しております。また、本第三者割当増資における発行価額は、当社の平成27年7月23日の市場株価（終値）に対して18.85%のプレミアムを加えたものであり、当社株式の1株当たりの経済的価値への影響を考慮しても相当であると考えております。したがって、千趣会を割当先とする本第三者割当増資は、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オファリングとは異なり、千趣会グループとの提携による成長施策の推進が可能であり、また、金融機関等からの借入と異なり財務基盤の強化が可能となることから、本第三者割当増資の規模及び希薄化率は合理的であり、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

以上より、当社取締役会は、本第三者割当増資により、当社普通株式につき1株当たりの議決権比率が希薄化するものの、本資本業務提携によって収益拡大と財務基盤の更なる強化が達成され、当社の企業価値の向上、更には当社株主にとっての利益向上に資すると考えられるため、本第三者割当増資は、当社の企業価値の向上及び株主価値の向上に不可欠かつ相当であると判断しております。なお、本第三者割当増資は、本公開買付けに関連して行われるものであるところ、当社取締役のうち渡部秀敏氏（以下「渡部氏」といいます。）は、千趣会との間で平成27年7月24日付で株主間契約書を締結し、渡部氏は、その所有する当社株式について、千趣会との合意に基づき議決権を行使すること（但し、かかる合意が成立しなかった場合には、各当事者がその意思に基づき議決権を行使すること）、千趣会の承諾なく譲渡等の処分を行わないこと、本公開買付けに応募しないことを合意していることから、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の当社取締役会の審議及び決議には参加していません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

| | |
|------------------|--|
| (1) 名 称 | 株式会社千趣会 |
| (2) 所 在 地 | 大阪市北区同心一丁目8番9号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 田邊道夫 |
| (4) 事 業 内 容 | 通信販売／ブライダル事業／法人事業／その他事業 |
| (5) 資 本 金 | 20,359百万円（平成27年3月31日現在）（注1） |
| (6) 設 立 年 月 日 | 昭和30年11月9日 |
| (7) 発 行 済 株 式 数 | 52,230,393株（平成27年5月13日現在） |
| (8) 決 算 期 | 12月末日 |
| (9) 従 業 員 数（連 結） | 1,801名（平成26年12月31日現在）（注2） |
| (10) 主 要 取 引 先 | 一般顧客 |
| (11) 主 要 取 引 銀 行 | 株式会社三井住友銀行／株式会社みずほ銀行／株式会社三菱東京UFJ銀行三井住友信託銀行株式会社 |

| | | | |
|------------------------------|---------------|------------|------------|
| (12) 大株主及び持株比率 (注3) | 株式会社プレストシーブ | 7.66% | |
| | 凸版印刷株式会社 | 3.86% | |
| | 有限会社左右山 | 3.76% | |
| | 株式会社三井住友銀行 | 3.50% | |
| | 大日本印刷株式会社 | 3.17% | |
| | 株式会社みずほ銀行 | 2.56% | |
| | 千趣会グループ従業員持株会 | 2.43% | |
| | 日本生命保険相互会社 | 1.78% | |
| | 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1.58% | |
| | 三井住友信託銀行株式会社 | 1.48% | |
| (13) 当事会社間の関係 | | | |
| 資本関係 | 該当事項はありません。 | | |
| 人的関係 | 該当事項はありません。 | | |
| 取引関係 | 該当事項はありません。 | | |
| 関連当事者への 該当状況 | 該当事項はありません。 | | |
| (14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (注4、5) | | | |
| 決算期 | 平成24年12月期 | 平成25年12月期 | 平成26年12月期 |
| 純資産 | 44,932百万円 | 50,359百万円 | 53,160百万円 |
| 総資産 | 92,887百万円 | 98,800百万円 | 100,785百万円 |
| 1株当たり純資産 | 1,037.48円 | 1,162.81円 | 1,227.52円 |
| 営業収益 | 145,750百万円 | 141,552百万円 | 142,526百万円 |
| 営業利益 | 2,109百万円 | 4,019百万円 | 3,088百万円 |
| 経常利益 | 2,765百万円 | 4,631百万円 | 3,549百万円 |
| 当期純利益 | 2,029百万円 | 4,046百万円 | 1,798百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | 46.86円 | 93.43円 | 41.52円 |
| 1株当たり配当金 | 20.00円 | 24.00円 | 24.00円 |

(注1) 平成27年5月7日現在、資本金は22,304百万円に変更されているとのことです。

(注2) 従業員数は、就業人員（社員及び契約社員）であります。

(注3) 平成27年4月17日公表の「J・フロントリテイリング株式会社との資本業務提携、第三者割当による新株発行及び自己株式の処分並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」並びに、平成27年5月7日公表の「第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分の払込完了に関するお知らせ」に基づく、平成27年5月12日JFR提出の変更報告書によれば、JFRの千趣会の株式保有割合は22.62%となっているとのことです。

(注4) 1株当たり指標については、千趣会の期中平均株数を用いております。

(注5) 連結の対象となっている会社は、子会社15社及び関連会社8社です（平成26年12月末日時点）

※割当予定先である千趣会は東京証券取引所市場第一部に上場していることから、割当予定先が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え及びその整備状況」において、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応で臨み、一切関係を持たないことを宣言し、役職員に周知徹底する」との記載内容を東京証券取引所の

ホームページにて確認したことにより、当社は割当先及びその役員が反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。また、千趣会の完全子会社であるディアーズ・ブレインにつきまして、当社は、上記コーポレート・ガバナンス報告書において、関連子会社も同様に反社会的勢力等と交流を持っている事実は一切ないことの確認をし、更には直接ディアーズ・ブレインに対し面談・ヒアリングを実施した上で、反社会的勢力との関係がないことを確認し、「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書（第三者割当）」を東京証券取引所に提出しております。

（２）割当予定先を選定した理由

前記「２．募集の目的及び理由」に記載したとおり、財務基盤の更なる強化と、「コングロマリット化」に向けた積極的な推進が不可欠と判断しており、当社が千趣会グループと強固な資本業務提携関係を構築することが両社の企業価値向上に資するとの判断に至り、千趣会を割当先を選定いたしました。

（３）割当予定先の保有方針

当社は、割当先である千趣会及びディアーズ・ブレインから、当社株式を長期的に保有する方針であることを書面で確認しております。なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から２年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

なお、千趣会が当社の総議決権の 34.00%を取得することを条件として、ディアーズ・ブレイン（本日において所有する当社の株券等の数：0株）に対し当社株式 792,400 株（但し、本公開買付けの結果、本第三者割当増資によって千趣会が引受ける株式数がゼロとならなかった場合には、ディアーズ・ブレインが千趣会から取得する当社株式に係る議決権の数が、希薄化後の議決権割合を 8.00%とするために必要な株式数として千趣会及びディアーズ・ブレインが合意する数（但し、100 株未満を切り上げた数）を、本第三者割当増資に基づく払込みがなされた日の翌営業日（本公開買付けの結果、本第三者割当増資に基づき千趣会が取得する株式数がゼロとなった場合には、本公開買付けの決済の開始日）に譲渡するとのことです。その場合の譲渡価格は、本公開買付価格にディアーズ・ブレインへ譲渡する当社株式数を乗じた額に、本取引に要した合理的費用を加えた金額とするとのことです。なお、当該譲渡後においても千趣会が所有する当社株式に係る議決権の数は、希薄化後の議決権割合の 26.00%であることから、千趣会は当社の筆頭株主となります。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先である千趣会の資金等の状況については、当社は、本第三者割当に係る払込みについて、割当予定先が関東財務局長に提出した平成 27 年 12 月期の第 1 四半期報告書（平成 27 年 5 月 13 日提出）に記載の四半期連結貸借対照表の現金及び預金の額（8,787 百万円）

を確認した結果、割当予定先が本第三者割当の払込みに十分な現預金を保有していることが確認できたため、本第三者割当に係る払込みの確実性に問題はないものと判断しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

| 第三者割当前（平成27年3月31日現在） | | 第三者割当後（注1、2） | |
|---|--------|--|--------|
| 株式会社寿泉 | 25.00% | 株式会社千趣会 | 33.99% |
| クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド ピービー オムニバス クライアント アカウント（常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社） | 7.54% | 株式会社寿泉 | 16.50% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 5.13% | クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド ピービーオムニバス クライアント アカウント（常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社） | 4.98% |
| ワタベウェディング従業員持株会 | 3.14% | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 3.39% |
| 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 | 3.02% | ワタベウェディング従業員持株会 | 2.07% |
| 株式会社京都銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社） | 3.02% | 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 | 2.00% |
| ワタベウェディング取引先持株会 | 2.44% | 株式会社京都銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社） | 2.00% |
| 渡部隆夫 | 2.04% | ワタベウェディング取引先持株会 | 1.62% |
| 第一生命保険株式会社 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社） | 1.51% | 渡部隆夫 | 1.35% |
| 塚田正之 | 1.39% | 第一生命保険株式会社 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社） | 1.00% |

(注1) 千趣会による本公開買付けの結果により、同社の本第三者割当増資における払込み株式数が増減する可能性があります。募集後の持株比率は、募集株式の全株式について払込みがあったものとして計算しております。なお、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,367,900株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行われず、金融商品取引法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第32条に規定するあん分比例の方式により決済がなされることから、募集後における持株比率については変動する可能性があります。

(注2) 持株比率は小数点以下第三位を切り捨てしております。

8. 今後の見通し

本公開買付け及び本資本業務提携契約の締結による当社業績への影響については現在調査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が発生した場合には、速やかに公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、当社の議決権の25%以上の希薄化を伴う可能性があるため、東証・有価証券市場規程432条及び同施行規則435条の2の適用を受けます。そこで、当社は、当社及び当社の経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当増資についての意見の聴取のため、過去において当社及び割当予定先と人的関係、取引関係及び出資関係のない独立した者として、古賀総合法律事務所所属の尾野恭史氏及びあいわ税理士法人代表社員石川正敏氏並びに当社社外監査役である重松孝司氏を選定し、当該3名を構成員とする第三者委員会(委員長:尾野恭史氏、以下「本第三者委員会」といいます。)を設置し、本第三者割当増資の必要性及び相当性について意見を求めました。

当社が本第三者委員会から平成27年7月23日付で入手した本第三者割当増資に関する意見の概要は以下のとおりです。

(本第三者委員会の意見の概要)

(1) 結論

本第三者割当増資には、その必要性及び相当性が認められる。

(2) 検討

(ア) 本第三者割当増資の必要性について

①千趣会を割当先として選定することの合理性

当社は、企業価値の向上を図るための事業戦略として、当社の強みである国内外ネットワ

ークを活かした集客・製造機能の「プラットフォーム化」による収益性の向上や、多様な顧客ニーズに対応するための「コングロマリット化」等を目指し、これを他社とのアライアンスにより実現するとの構想を有している。

そして、当社と千趣会グループとのアライアンスは、リゾート挙式事業を主軸とする当社と、ハウスウェディング事業を主軸とするディアーズ・ブレインとが、補完性の高い双方の経営資源の相互有効活用を可能にするものであるため、当社の事業戦略の一つの柱である「コングロマリット化」の実現に寄与するものといえる。また、千趣会との間では、千趣会の強みとする商品企画・開発力を活かしたウェディング関連商品の開発がなされ、さらには、千趣会と資本業務提携関係にあるJFRとの連携も視野に入れることで、新郎新婦の新生活向けに必要な商品・サービスの開発による、結婚を起点とした「生活総合領域」という、事業戦略で想定していた範囲を超える、広範囲に及ぶシナジー効果の実現を期待することが可能となる。

このように、当社が、これまで長年にわたり様々な形で対話を繰り返してきた千趣会グループを割当先として選定することは、アライアンスの構築に関する種々のリスクも軽減される上、同社との間で、安定的かつ強固なアライアンスを構築することは、事業戦略の実現可能性を高め、当社の企業価値の向上を図ろうとするものであり、合理性が認められる。

②当社議決権の34.00%を上限として割り当てる第三者割当増資を行うことの必要性・合理性

本第三者割当増資は、本公開買付けの結果に応じて、当社議決権の最大34.00%までの範囲で割当てを行うことを予定している。千趣会は、34.00%の議決権を取得することにより当社を持分法適用関連会社とし、さらに議決権割合に応じた役員を当社に派遣をする意向を有しているとのことである。

千趣会が34.00%の当社株式を取得し、また、役員を派遣しようとするのは、当社との提携関係を表面的なものにとどめるのではなく、事業遂行上の密接な協力・協調関係を構築し、その結果得られた利益を千趣会の財務諸表に取り込むことを意図していると理解される。そして、千趣会グループからの役員受入れは、業務提携シナジーの実現を具体化・積極化していくために当社においても必要性があり、当社及び千趣会の双方にとって、企業価値の向上を図るという目的に合致するものと評価しうる。

よって、当社が34.00%を上限として千趣会に割り当てることは、同社との強固なアライアンス構築に資するものであり、ひいては当社の企業価値を高めることになると考えられることから必要性・合理性があると認められる。

③本第三者割当増資を株式公開買付けの担保的措置とすることの合理性

千趣会は、34.00%の当社株式を取得すべく、本公開買付けを実施する予定である。そして、本公開買付けにおいて、千趣会が34.00%の当社株式を取得できない場合に限り、当社は、千趣会に対し34.00%の当社株式の取得を実現させるために、本第三者割当増資を実施する。

よって、本第三者割当増資は、当社と千趣会とのアライアンス構築を確実に実現するため

の担保的措置といえる。

このように、株式の希薄化を伴わない本公開買付けを先行させる本取引は、既存株主の利益保護の観点から合理性があると認められる。

④資金調達との関係での合理性

前記のとおり、本第三者割当増資は、千趣会による 34.00%の当社株式の取得を確実にするために、本公開買付けの担保的措置として行われるものであり、資金調達を主たる目的として実施されるものではない。当社の事業戦略によれば、同戦略を実現するための設備投資資金（約 35 億円）は銀行借入で賄われることとされている。

よって、仮に本公開買付けにより買付上限である 34.00%の当社株式を千趣会が取得した場合には、事業戦略記載のとおり、設備投資資金は銀行借入によって賄われることになる。

しかし、本第三者割当増資が実施された場合には、その実施された部分に係る払込金額が当社に支払われ、当社はこの払込金額相当額を、弁済の必要のない安定資金として、設備投資のために使用することができる。よって、銀行借入額がその分減少し、金利負担は軽減され、当社の業績向上に寄与することになる。

本第三者割当増資が、結果として当社のキャッシュフローと業績向上に寄与することも、本第三者割当増資の合理性を根拠づける要因と考えることができる。

(イ) 本第三者割当増資の相当性について

①本第三者割当増資の発行価額の相当性

発行価額については、本第三者割当増資にかかる新株発行の取締役会決議日の直前営業日である平成 27 年 7 月 23 日の東京証券取引所における当社株価の終値を参考に、割当先である千趣会との協議により、本公開買付けにおける買付価格と同額である金 700 円とされている。この発行価額は、(ア)平成 27 年 7 月 23 日現在の時価である 589 円（同日終値）に対して 18.85%のプレミアム、(イ)市場株価法における 3 か月平均株価 494 円に対して 41.70%のプレミアム、(ウ)DCF 法の中央値である 645 円に対して 8.53%のプレミアムが付されたものである。

よって、本第三者割当増資における発行価額は、i) 過去の裁判例や ii) 原則として取締役会決議の直前日の株価に 0.9 を乗じた額以上の株価であるとする日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日）に照らしても、会社法上の有利発行規制（会社法 201 条 1 項、199 条 3 項）に抵触するものではなく、本第三者割当増資の発行価額は、相当であると認められる。

なお、当社から独立した第三者算定機関である須田徹公認会計士・税理士事務所から当社が取得した平成 27 年 7 月 23 日付株式価値評価書によれば、当社の 1 株当たりの株価は、市場株価法で 494 円～504 円（3 か月平均株価は 494 円）、DCF 法で 578 円～725 円（中央値は 645 円）とされている。同評価書における株価評価方法の選択及び各評価方法における評価の過程に不合理な点は見受けられず、株式評価結果から見ても、発行価格 700 円は不適切なものではない。

②希薄化が生じ得ることとの関係で相当性があるといえるか

本第三者割当増資により発行する新株式は、最大で（本公開買付けに全く応募がなかった場合に）、当社の総議決権個数の 51.52%であり、本第三者割当増資の実施により、既存株主の議決権比率は一定程度低下せざるを得ない。

しかし、前記のとおり、本第三者割当増資の発行価額にはプレミアムが付されており、千趣会によって払い込まれるプレミアム部分を既存株主も享受できる立場にあることも考え併せると、本第三者割当増資による株式の希薄化そのものが一方的に既存株主の利益を損なうものとはとはいえ、不相当であるとは認められない。

加えて、既存株主には、本取引全体を通じて、(a)本第三者割当増資に先行して千趣会が実施する本公開買付けに応募して、保有する株式を換価する、又は(b)千趣会グループとの提携による企業価値・株式価値の向上を期待し、希薄化が生じる可能性があるものの、株式保有を継続する、という2つの選択肢が与えられており、いずれを選択することも既存株主の自由な裁量に委ねられており、この点からも、既存株主の利益を損なうものとはいえないと考える。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。

そして、平成 27 年 7 月 24 日開催の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討された結果、既存株主への影響を勘案しましても、本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。なお、上記「5.

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載の通り、当社代表取締役会長の渡部氏は、特別な利害関係を有するため、当該取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

| | 平成 25 年 3 月期 | 平成 26 年 3 月期 | 平成 27 年 3 月期 |
|------------|--------------|--------------|--------------|
| 連結売上高 | 49,295 百万円 | 47,710 百万円 | 44,214 百万円 |
| 連結営業利益 | 1,244 百万円 | △765 百万円 | △696 百万円 |
| 連結経常利益 | 1,351 百万円 | △814 百万円 | △411 百万円 |
| 連結当期純利益 | 560 百万円 | △3,524 百万円 | △1,805 百万円 |
| 1株当たり連結当期純 | 56.56 円 | △355.69 円 | △182.24 円 |
| 1株当たり配当金 | 30.00 円 | 15.00 円 | 0.00 円 |
| 1株当たり連結純資産 | 1,540.91 円 | 1,206.11 円 | 1,101.09 円 |

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

| | 株式数 | 発行済株式数に対する比率 |
|---------------------------|---------------------------|--------------|
| 発行済株式数 | 9,909,400 株 (自己株式を含む。) | 100.00% |
| 現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数 | — | — |
| 下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数 | — | — |
| 上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数 | — | — |

(3) 最近の株価の状況

①最近 3 年間の状況

| | 平成 25 年 3 月期 | 平成 26 年 3 月期 | 平成 27 年 3 月期 |
|-----|--------------|--------------|--------------|
| 始 値 | 773 円 | 741 円 | 680 円 |
| 高 値 | 810 円 | 928 円 | 686 円 |
| 安 値 | 599 円 | 622 円 | 489 円 |
| 終 値 | 745 円 | 680 円 | 506 円 |

(注) 東京証券取引所(市場第一部)における株価であります。

②最近 6 か月間の状況

| | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 4 月 | 5 月 | 6 月 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 始 値 | 523 円 | 503 円 | 509 円 | 505 円 | 500 円 | 483 円 |
| 高 値 | 527 円 | 518 円 | 517 円 | 516 円 | 505 円 | 497 円 |
| 安 値 | 493 円 | 499 円 | 500 円 | 499 円 | 475 円 | 473 円 |
| 終 値 | 503 円 | 500 円 | 506 円 | 500 円 | 483 円 | 489 円 |

(注) 東京証券取引所(市場第一部)における株価であります。

③ 発行決議日前営業日における株価

| | 平成 27 年 7 月 23 日 |
|-----|------------------|
| 始 値 | 544 円 |
| 高 値 | 592 円 |
| 安 値 | 540 円 |
| 終 値 | 589 円 |

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

| | |
|---------------|---|
| (1) 発行新株式数 | 普通株式 5,102,800株 |
| (2) 発行価額 | 1株につき金700円 |
| (3) 資金調達の額 | 金3,571,960,000円 |
| (4) 資本金組入額 | 1株につき金350円 |
| (5) 資本金組入額の総額 | 金1,785,980,000円 |
| (6) 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法によります。 |
| (7) 割当先 | 千趣会5,102,800株 |
| (8) 申込期日 | 平成27年9月6日から同年10月28日 |
| (9) 払込期日 | 平成27年9月7日から同年10月28日 |
| (10) 特記事項 | 割当先である千趣会からは、本公開買付けによる取得分及び本第三者割当増資による取得分を合わせて、本第三者割当増資後の千趣会の希薄化後の議決権割合を34.00%とするために必要な数の株式(100株未満切上げ)についてのみ払込みがなされることになっております。そのため、割り当てられた株式の全部又は一部について払込みのない可能性があります。 |

12. その他の事項

本公開買付けが成立し、かつ、本第三者割当増資が実行された場合（本公開買付けにおいて、買付予定数の上限以上の応募があり、本第三者割当増資が行われない場合を含みます。）は、割当予定先である千趣会は、本公開買付けによる取得分及び本第三者割当増資による取得分を合わせて、千趣会の希薄化後の議決権割合が34.00%となる株式を保有することとなる予定であり、当社の筆頭株主及びその他の関係会社に該当します。

詳細は、本日公表の「主要株主である筆頭株主及びその他関係会社の異動予定に関するお知らせ」をご参照ください。

以上